

独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則

平成14年	7月	1日	細則第9号
平成14年	9月	10日	細則第18号
平成14年	11月	28日	細則第22号
平成15年	4月	1日	細則第27号
平成16年	3月	17日	細則第7号
平成18年	3月	3日	細則第2号
平成19年	4月	1日	細則第10号
平成20年	3月	28日	細則第17号
平成21年	3月	31日	細則第9号
平成21年	10月	1日	細則第3号
平成21年	12月	22日	細則第7号
平成22年	3月	31日	細則第8号
平成22年	10月	21日	細則第4号
平成23年	8月	29日	細則第3号
平成24年	3月	29日	細則第7号
平成26年	2月	17日	細則第3号
平成26年	2月	17日	細則第4号
平成26年	2月	17日	細則第5号
平成28年	3月	31日	細則第9号
平成29年	1月	1日	細則第57号
平成29年	3月	29日	細則第67号
平成30年	3月	30日	細則第9号
平成31年	4月	19日	細則第1号
最終改正	令和元年	9月2日	細則第18号

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人自動車技術総合機構会計規程（平成14年規程第10号。以下「規程」という。）に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の契約事務の取扱いについて定め、契約事務の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(事務の委任等)

第2条 規程第3条の2第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、理事長が契約事務を委任する役職員（以下「契約担当役職員」という。）、代理者及び事務の範囲は、別表第1に定めるところによる。

1 規程第3条の3の規定に基づき、理事長が指定する契約担当役職員の事務の一部を代行する職員及び事務の範囲は、別表第2に定めるところによる。

(契約審査委員会の設置)

第3条 理事長は、必要があるときは、役員又は職員のうちから指定した若干名の契約審査委員からなる契約審査委員会を設置するものとする。

2 契約審査委員会は、理事長から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

(予定価格の設定)

第4条 契約担当役職員は、規程第41条の規定により予定価格の設定をするときは、仕様書、設計書等によって当該価格の総額（交換による場合は、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。）について、定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用及び賃貸借等に関する契約を行う場合については、単価に予定数量を乗じた年間予定金額を予定価格として定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 前2項の規定により予定価格の設定を行う場合は、予定価格調書及び予定価格の積算根拠となる文書を作成しなければならない。ただし、次条に定める契約においては、予定価格調書の作成を省略することができる。

4 予定価格については、公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は法人の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限り、契約の相手方の決定後において公表する。

(随意契約による場合における予定価格の積算の省略等)

第5条 契約担当役職員は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴収を省略することができる。

(1) 法令等に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの。

(2) 修繕・修理（機能向上を伴う改修は含まない）に係る契約で金額が30万円を超えないもの。

(3) 前号に掲げる契約を除く契約のうち、予定価格が100万円を超えない随意契約

(4) 国との3者間契約である場合

2 前項第2号に該当する場合は、事業者から提出のあった請求書の価格をもって契約価格とすることができるものとし、前項第3号に該当する場合は、事業者から提出のあった見積書の価格をもって予定価格とすることができるものとし、また、前項第4号に該当する場合は、国で実施した入札又は見積合わせにより、契約の相手方として決定された事業者から提出された見積書の金額をもって契約価格とすることができるものとする。

ただし、前項第2号及び第3号に該当する場合においても、提出のあった請求書又は見積書の精査を行い、必要に応じ、予定価格の積算を行い適切に予定価格を設定し、契約事務の適正化を図るものとする。

(調査基準価格の設定)

第6条 予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約については、調査基準価格を設定するものとする。

なお、調査基準価格の運用方針及び算出方法等は別紙1によるものとする。

(契約書の作成)

第7条 契約担当役職員は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 件名又は品名
- (2) 契約年月日
- (3) 数量、単位及び単価
- (4) 契約金額及び支払条件
- (5) 履行期限又は期間
- (6) 受渡場所又は履行場所
- (7) 契約保証金
- (8) 履行の監督及び検査
- (9) 違約金
- (10) 延滞金
- (11) 契約の解除
- (12) 危険負担
- (13) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
- (14) かし担保責任
- (15) 紛争の解決方法
- (16) 相殺
- (17) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律行為に対する措置
- (18) 一括再委託の禁止及び再委託の承認
- (19) その他必要な事項

(契約書の省略)

第8条 規程第42条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる契約は、契約金額が150万円以下の契約及び契約の性質上契約書の作成を要しないと認められる契約とする。

(請書)

第9条 契約担当役職員は、契約金額が100万円を超え150万円以下の契約又は150万円以下の年間契約については、契約の相手方から請書を提出させなければならない。ただし、契約の性質上請書の提出を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(契約保証金)

第10条 規程第43条に規定する契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約保証金の免除)

第11条 規程第43条ただし書に規定する契約保証金を免除することができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 国の競争参加資格を有するものと契約する場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第12条 契約保証金は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により履行しないときは機構に帰属するものとする。

(契約保証金の返還)

第13条 契約保証金は、契約の履行が完了したとき、又は、機構の都合により契約の全部を解除したときは、相手方に返還しなければならない。

(契約保証金に代わる担保及び価値)

第14条 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保及びその価値は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債及び政府の保証のある債券 額面金額
 - (2) 銀行又は契約担当役職員が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
 - (3) 銀行又は契約担当役職員が確実と認める金融機関の保証その保証する金額
- 2 前項第2号の定期預金債権を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 3 第1項第3号の銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を有する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は理事長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(契約保証保険証券の提出)

第15条 契約担当役職員は、契約の相手方が第11条第1号の規定により履行保証保険契約を結んだことにより、契約保証金を納めさせないときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(担保の処理)

第16条 契約担当役職員は、契約保証金に代わる担保として提供された債券、定期預金又は保証が契約上の履行期限前に呈示期間、満期日又は保証期間を経過することとなるときは、当該債券、定期預金又は保証に代わる契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供を求めなければならない。

(前払金の保証)

第17条 契約担当役職員は、独立行政法人自動車技術総合機構会計規程実施細則（以下「実施細則」という。）第30条第1項第1号の規定による前金払いをする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ相手方に「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条第4項に規定する保証事業会社より同条第2項の前払金の保証を受けさせるものとする。

(監督及び検査)

第18条 規程第44条に規定する監督及び検査に関する事項並びに当該職員については、別に定めるものとする。

(契約の履行遅滞等)

第19条 契約担当役職員は、契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、機構の業務運営上著しく支障を及ぼさないと認められるときは、契約を解除しないで相当の期間を限りこれを履行遅滞とすることができる。

2 契約担当役職員は、天災地変その他不可抗力又は契約の相手方の責に帰することのできない理由により、契約の相手方が履行期限内に契約の履行ができない場合においては、履行遅滞としないで相当の期間を限り期限を延長することができる。

(遅滞金)

第20条 契約担当役職員は、第19条第1項の規定により履行遅滞とした場合においては、履行期限到来の日の翌日から履行の行われる日までの日数に応じ、契約金額又は既に契約を履行した部分のある場合は、当該部分に対する契約金額相当額を控除した金額に別に定める割合で計算した金額を、遅滞金として契約の相手方から徴収するものとする。

(契約の解除)

第21条 契約担当役職員は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が正当な理由によらないで契約の全部を履行しないとき、又は契約の履行期限までに完了する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行の監督及び検査に際して契約の相手方又はその代理人が、監督職員又は検査職員の指示に従わないとき、若しくは、その職務執行を妨げたとき、又は不正な行為があったとき。
- (3) 契約の相手方が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

- (4) 契約の相手方が失踪し、又は死亡したとき。
- (5) 契約の相手方が破産の宣告を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるときのほか、契約の相手方が契約条件に違反したことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 機構の都合により契約担当役職員が契約の全部又は一部を解除する必要があると認めるとき。

2 契約担当役職員は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(違約金)

第22条 契約担当役職員は、前条第1項第1号、第2号及び第6号の規定に基づき契約を解除したときは、契約の相手方から当該契約金額の100分の10以上の金額を、違約金として徴収しなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金を機構に帰属させるときは、契約の相手方から違約金を徴収しないものとする。

(契約の変更等)

第23条 契約担当役職員は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 契約担当役職員は、前項の規定により契約内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させた場合であって、約定した金額又は履行期限によることが不相当となったときは、当該金額又は期限を変更することができる。

(損害賠償)

第24条 契約担当役職員は、第21条第1項第1号から第6号までの規定に基づき契約を解除した場合において、契約の相手方の責に帰すべき理由により当該契約に関し機構が損害を受けたときは、その損害の賠償を、契約の相手方に請求しなければならない。

2 契約担当役職員は、第21条第1項第7号の規定に基づき契約を解除したとき又は前条第2項の規定に基づき契約の変更等により契約の相手方に損害を与えたときは、相当と認める額を賠償することができる。

第24条の2 契約担当役職員は、次に掲げるものについては、原則として長期継続契約(複数年契約)を締結するものとする。

- (1) 電子複写機、OA機器、自動車等の賃貸借契約
- (2) 賃貸借契約を行う場合であって、これと不可分な関係にある保守点検業務を含めて行う契約
- (3) 給与システム、会計システム等、システムの開発に相当の費用がかかるため、複数年契約によらない場合に著しく経済合理性を欠く場合
- (4) 国と事業者との3者契約の案件で国が複数年契約を行う契約
- (5) 専門的な知識、技術を要する業務で、業務が一定期間を要する人材派遣にかかる契約

- (6) 庁舎機械警備にかかる契約
- (7) 保険料（火災保険・自動車保険等）
- (8) 市場化テストにかかる契約
- (9) その他複数年契約を行うことに合理的理由が認められる契約

第2章 競争参加資格

（競争参加者の制限）

第25条 成年被後見人、被補佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者は、競争に参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- 3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加資格等）

第26条 契約担当役職員は、一般競争に参加する者（以下「入札者」という。）の資格について、次の各号の一に該当する者を競争参加資格を有する者として認めるものとする。

- (1) 物品の製造・販売・役務の提供等の競争参加に係るもの
国の各省の大臣官房会計課長等が公示する「競争参加資格に関する公示」により各省庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者
- (2) 建設工事及び建設コンサルタント等の競争参加に係るもの
次のいずれかの者
 - イ 国土交通省大臣官房会計課長が公示する「競争参加者の資格に関する公示」により当該契約の履行場所を所管する地方運輸局において資格を得た者
 - ロ 国土交通省大臣官房地方課長、北海道開発局長又は内閣府沖縄総合事務局長が公示する「競争参加者の資格に関する公示」により当該契約の履行場所を所管する地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）において資格を得た者

2 契約担当役職員は、競争入札の入札者に必要な資格を定めるときは、別表第3の契約種類に応じた予定価格の金額と等級区分により等級を適切に定めるものとする。ただし、

前項第2号ロに該当する者に係る資格を定める必要があるときは、別表第4の契約種類に応じた予定価格の金額と等級区分により等級を適切に定めるものとする。

(政府調達協定等)

第27条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち当該国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるものとする。

第3章 競争契約

(入札の公告)

第28条 契約担当役職員は、規程第40条の規定により一般競争に付そうとするときは、次の各号に掲げる事項を官報、新聞紙、掲示、その他の方法により入札期日の10日前までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合には5日前までに短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争参加者に必要な資格を定めた場合には、その資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他契約担当役職員が必要と認める事項

(入札の説明)

第29条 契約担当役職員は、入札に付そうとする事項について必要に応じて競争に参加しようとする者に対し、指定した場所及び日時において、仕様説明又は現場説明(以下「仕様説明等」という。)を行うことができる。

2 契約担当役職員は、第1項に規定する仕様説明等を行った場合において、当該説明を受けなかった者がいるときは、その者を入札に参加させないことができる。

3 契約担当役職員は、仕様説明等を行うときは、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を競争に参加しようとする者に提示しなければならない。

- (1) 入札心得書
- (2) 仕様書
- (3) その他必要な資料

(入札保証金の納付の免除)

第30条 契約担当役職員は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 国の競争参加資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金に関する規定の準用)

第31条 第14条から第16条までの規定は、入札保証金について準用する。この場合において、第15条中「契約の相手方」とあるのは「入札者」と、「第11条第1号」とあるのは、「第30条第1号」と、「履行保証保険契約」とあるのは、「入札保証保険契約」と、第16条中「契約上の履行期限前」とあるのは「契約締結前」とそれぞれ読み替えるものとする。

(入札保証金の処理)

第32条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札の納付に係るものは、契約締結後返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出により、これを契約保証金の一部に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属させるものとし、この旨を入札心得書をもってあらかじめ措置しておかなければならない。

(予定価格調書の取扱い)

第33条 契約担当役職員は、第4条第2項の規定により作成した予定価格調書に記名捺印のうえ封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札書の提出)

第34条 契約担当役職員は、入札を執行するときは、入札者に入札の通知に示した日時及び場所に入札書を持参させ、入札箱に投入させるものとする。

2 契約担当役職員は、前項の規定にかかわらず、代理人により入札書を提出させることができる。

3 契約担当役職員は、前項の規定により代理人により入札書を提出させるときは、入札の執行に先立ち委任状を提出させ、その代理権のあることを確認しなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第35条 契約担当役職員は、入札者がいったん入札箱に投入した入札書を引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(不正入札者の排除)

第36条 契約担当役職員は、入札者のうち第25条第2項第2号に掲げる行為をしたと認められる者がいるときは、その者を当該入札から排除するものとする。

(開札)

第37条 契約担当役職員は、入札公告に示した競争執行の日時及び場所において直ちに、入札者を立会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

(入札の無効)

第38条 契約担当役職員は、次の各号の一に該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札の金額の記載がないとき、又は金額が訂正してあるとき。
- (2) 入札者の記名又は押印がないとき。
- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 条件が付されているとき。
- (6) 同一入札者による同一事項の入札書が2通以上投入されているとき、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき。
- (7) 第39条に定める再度入札の場合において、前回の入札の最高額以下又は最低額以上の価格で入札されているとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

2 契約担当役職員は、前項各号の一に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を、入札者全員に知らせなければならない。

(再度の入札)

第39条 契約担当役職員は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 契約担当役職員は、再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者、第36条に規定する不正入札者及び前条第1項の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。

3 契約担当役職員は、再度の入札を行うときは、予定価格その他当初の条件を変更してはならない。

(落札の方式)

第40条 契約担当役職員は、競争に付する場合において、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

(総合評価落札方式)

第40条の2 その性質又は目的から前条の規定により難しい契約については、入札価格に加え、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

2 前項の規定による総合評価落札方式については、別に定める。

(企画競争)

第40条の3 役務の提供等であって、企画提案書等の提出を求める必要がある業務については、企画競争を行うことができる。

2 前項の規定による企画競争については、別に定める。

(公募)

第40条の4 特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、機構の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務については、公募を行う。

2 前項の規定による公募の手続きについては、別に定める。

(プロポーザル方式)

第40条の5 建設コンサルタント等に係る業務であって、技術提案書等の提出を求める必要がある業務については、プロポーザル方式を行うことができる。

2 前項の規定によるプロポーザル方式については、別に定める。

(落札者の決定)

第41条 契約担当役職員は、開札をした場合において落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約担当役職員は、前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

3 契約担当役職員は、機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするすることができる。

4 調査基準価格未満の入札があった場合は、適正履行の可否を調査し、その入札者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最も有利な者と契約を締結することができるものとする。

(再度公告)

第42条 契約担当役職員は、入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第28条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定の通知)

第43条 契約担当役職員は、落札者を決定したときは、その者の氏名及び落札金額を落札者とならなかった者に必要な通知をしなければならない。

(入札経過調書の作成)

第44条 契約担当役職員は、入札を行った場合は、当該入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存しなければならない。

第4章 随意契約

(随意契約の要件)

第45条 規程第40条第1項第1号、第3号及び第4号の規定により、随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。なお、予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣が定める金額を超える場合は、事前に契約審査委員の意見を書面で徴するものとする。ただし、別に定める場合は、この限りではない。

- (1) 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が、他人にその特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であってその者と特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を伴う工事、製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。
- (2) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作させるとき。
- (3) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- (4) 機構が取得した物件を、旧所有者、一般承継人若しくは特別の縁故がある者に売払い又は貸付をするとき。
- (5) その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れ等に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (7) 時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
- (8) 緊急に契約しなければ契約を締結する機会を失い、又は不利な価格で契約を締結しなければならぬおそれがあるとき。
- (9) 買入れを必要とする物件が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (10) 別の規定により財産の貸付を行なう必要があるとき。
- (11) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (12) 予定価格が160万円を超えない財産を買入れるとき。
- (13) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (14) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (15) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (16) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (17) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等から物品を買入れ若しくは借り入れ又は役務の提供を受けるとき。
- (18) 運送又は保管をさせるとき。
- (19) 外国で契約するとき。

(随意契約の特例)

第46条 契約担当役職員は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 契約担当役職員は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第47条 契約担当役職員は、前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第48条 契約担当役職員は、随意契約における見積書の徴取は、なるべく2者以上から徴取することとする。

第5章 契約の履行

(債権の譲渡の承認)

第49条 契約担当役職員は、契約の相手方が第三者に対し債権を譲渡しようとするときは、あらかじめ書面を提出させ、承認を受けさせなければならない。

(転貸し等の禁止)

第50条 契約担当役職員は、物件の貸し付けに関する契約をするときは、契約の相手方をして第三者に当該物件を使用する権利を譲渡させ、又は転貸しさせてはならない。ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。

(危険負担)

第51条 契約担当役職員は、契約の目的物の引渡しを受ける前に機構の責に帰する事由以外によって、契約の履行の全部又は一部不能になった場合の損害は契約の相手方の負担としなければならない。

2 契約担当役職員は、天災地変その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害の全部又は一部を機構の負担とすることができる。

(目的物の引渡し)

第52条 契約担当役職員は、検査の結果給付の完了を確認したときは、遅滞なく契約の相手方から当該契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

2 契約担当役職員は、契約の目的物の一部が完成した場合において、当該目的物の引渡しを必要とするときは、前項の規定に準じて契約の相手方からその引渡しを受けることができる。

3 契約担当役職員は、物件の売却の場合においては、当該契約の目的物の引渡し条件を確認したのち契約の相手方に当該目的物を引渡すと同時に受領書を提出させるものとする。

(かし担保期間)

第53条 かし担保期間は、原則として契約の目的物の引渡しを受けた日から1年とする。ただし、石造、土造、煉瓦造、コンクリート造及びこれに類する土木建築の工事の目的物については、2年とする。

2 かしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、かし担保期間は5年とする。

(かし担保責任)

第54条 契約担当役職員は、契約の目的物の引渡しを受けた後、前条に規定するかし担保期間内にその目的物にかしがあることを発見したとき、又はそのかしによって損害を受けたときは、契約の相手方に対し、すみやかに代品の提供、かしの補修若しくは損害賠償を請求し、又は代品の提供若しくはかしの補修とともに損害賠償を請求しなければならない。

第6章 代価の支払及び納入

(前金払い)

第55条 実施細則第30条第1項第1号の規定において前金払いをすることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 1件の請負代価が250万円以上であること。

(2) 契約を履行するために相当多額の資材購入費その他の準備金を必要とすると認められること。

(3) 第17条に規定する保証があること。

(4) 前金払いすることにより、請負代価又は完成期日等について機構の受ける利益が大であるとき。

2 前項の前金払いの額は、請負代価の100分の40を超えてはならない。

(部分払い)

第56条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の100分の90、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

(支払の時期)

第57条 契約担当役職員は、契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払うことを約定しなければならない。

2 契約担当役職員は、契約の性質上前項の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有すると認められるものについては、工事代金については、60日、その他の対価については45日以内とすることができる。

3 契約担当役職員は、請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不適當であることを発見し、その事由を明示してその請求書を相手方に返付したときは、当該請求書を返付した日から相手方の是正した支払請求書を受領した日までの期間は約定した期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第58条 契約担当役職員は、前条第1項及び第2項に規定する支払時期までに対価を支払わない場合は、約定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し別に定める割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うことを約定しなければならない。ただし、その約定した支払時期までに支払をしないことが天災地変等止むを得ない事由による場合は、特に定めのない限り当該事由の継続する期間は、約定した期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 契約担当役職員は、第18条の規定により約定した時期までに検査を行わないときは、その時期を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は前条の規定により約定した支払期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定した支払期間の日数を超える場合には、約定した支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ前項の計算に準じた金額を契約の相手方に対して支払うことを約定しなければならない。

(相殺)

第59条 契約担当役職員は、契約の相手方から徴収すべき金額とその者に支払うべき金額を相殺することを約定することができる。

(代価の納入)

第60条 契約担当役職員は、物件を売却し、貸し付け、又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし止むを得ない事情があると認めたときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約担当役職員は、契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後、又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

附 則

この細則は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年 9月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年11月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年 1月 4日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年11月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年 8月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年 4月 2日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年 2月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

- 1 この細則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

この細則は、平成29年 1月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年 4月 19日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 元年 9月 2日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。
- 3 この細則は、履行期限が令和元年9月30日以前の契約で施行日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

別紙 1

第 6 条（調査基準価格の設定）の基準について

1. 本基準の運用の基本方針について

本基準は、第 4 1 条第 4 項「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、次の事項について調査を行う。なお、本基準に該当する場合であっても、調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものである。

イ. 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状態
- ⑤ その他必要な事項

ロ. 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2. 本基準の算出方法について

イ. 工事の請負契約の場合

その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で当機構の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、割合の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。但し、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

ロ. 製造その他の請負契約のうち、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の場合

- (1) その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で当機構の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、割合の算定は次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

(2) 特別なものについては、(1) の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

ハ. 製造その他の請負契約（測量業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務に係る契約を除く。）の場合
その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

3. 予定価格調書への調査基準価格の記載

事務の適正な執行を確保するため、予定価格調書の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の100/110〇〇円)」と記載しておくものとする。

別表第1 契約担当役職員

区 分	委任する役職員	事 務 の 範 囲
本部	/	<p>本部及び研修センターの所掌に属する契約（収入原因契約を含む）及び支出の原因となる行為並びに地方検査部及び沖縄事務所の所掌に属する次に掲げる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の製造、購入又は役務の提供等で予定価格が1,500万円以上のもの ・工事の契約で予定価格が6億8,000万円以上のもの（各地方検査部等が地方整備局等と締結する委託契約を除く。） ・測量・建設コンサルタント業務等で予定価格が6,800万円以上のもの
交通安全 環境研究所	技術戦略・認証 審査・リコール 技術検証担当理 事	研究所の所掌に属する契約（収入原因契約を含む）及び支出の原因となる全ての行為（欧州事務所の所掌に属する契約を除く。）
欧州事務所	欧州事務所長	欧州事務所の所掌に属する契約（収入原因契約を含む）及び支出の原因となる全ての行為
地方検査部	各地方検査部長	<p>当該地方検査部の所掌に属する契約（収入原因契約を含む）及び支出の原因となる行為のうち、次に掲げるものを除くもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の製造、購入又は役務の提供等で予定価格が1,500万円以上のもの ・工事の契約で予定価格が6億8,000万円以上のもの（地方整備局等への委託契約を除く。） ・測量・建設コンサルタント業務等で予定価格が6,800万円以上のもの

沖縄事務所	沖縄事務所長	<p>沖縄事務所の所掌に属する契約（収入原因契約を含む）及び支出の原因となる行為のうち、次に掲げるものを除くもの</p> <ul style="list-style-type: none">・物品の製造、購入又は役務の提供等で予定価格が1,500万円以上のもの・工事の契約で予定価格が6億8,000万円以上のもの（内閣府沖縄総合事務局への委託契約を除く。）・測量・建設コンサルタント業務等で予定価格が6,800万円以上のもの
-------	--------	--

別表第2 契約担当役職員の代行者

区 分	契約担当役職員の代行者	事 務 の 範 囲
本部	総務部長	本部及び研修センターの所掌に属する契約及び支出の原因となる行為のうち、予定価格が500万円を超え、かつ次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・物品の製造、購入又は役務の提供等で予定価格が1,500万円未満のもの ・工事の契約で予定価格が6億8,000万円未満のもの ・測量・建設コンサルタント業務等で予定価格が6,800万円未満のもの
	総務部会計課長	本部及び研修センターの所掌に属する契約及び支出の原因となる行為のうち予定価格が500万円以下のもの
交通安全環境研究所	総務部参事役	交通研の所掌に属する契約及び支出の原因となる行為のうち予定価格が100万円以下のもの
地方検査部	管理課長	当該地方検査部の所掌に属する契約及び支出の原因となる行為のうち予定価格が100万円以下のもの

別表第3 契約種類に応じた予定価格の金額と等級区分
 (建設工事及び建設コンサルタント等については、地方整備局等の競争参加資格によるものを除く)

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額
建 設 工 事	土木工事	A	2億円以上
		B	2,000万円以上 2億円未満
		C	2,000万円未満
	建築工事	A	2億5,000万円以上
		B	2,000万円以上 2億5,000万円未満
		C	2,000万円未満
	上記以外の 工事	A	1,500万円以上
		B	1,500万円未満
	物 品 の 製 造 ・ 販 売 ・ 役 務 の 提 供 等	物品の製造	A
B			2,000万円以上 3,000万円未満
C			400万円以上 2,000万円未満
D			400万円未満
物品の販売 役務の提供等		A	3,000万円以上
		B	1,500万円以上 3,000万円未満
		C	300万円以上 1,500万円未満
		D	300万円未満
物品の買受		A	1,000万円以上
		B	200万円以上 1,000万円未満
		C	200万円未満
測量及び建設コン サルタント等		A	500万円以上
		B	500万円未満

別表第4 契約種類に応じた予定価格の金額と等級区分
 (建設工事及び建設コンサルタント等に限り、履行場所を所管する地方整備局等毎に以下のとおり定める。)

北海道開発局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建 設 工 事	一般土木工事	A	2億5,000万円以上
		B	1億円以上 2億5,000万円未満
		C	4,000万円以上 1億円未満
		D	4,000万円未満
	建築工事	A	2億5,000万円以上
		B	1億円以上 2億5,000万円未満
		C	4,000万円以上 1億円未満
		D	4,000万円未満
	電気工事	A	4,000万円以上
		B	1,500万円以上 4,000万円未満
		C	1,500万円未満
	管工事	A	4,000万円以上
		B	1,500万円以上 4,000万円未満
		C	1,500万円未満
	舗装工事	A	8,000万円以上
		B	8,000万円未満
	上記以外の 工事	制限なし	
	測量及び建設コン サルタント等	制限なし	

東北地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	1億2,000万円未満
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等	制限なし		

関東地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	5,000万円以上 1億2,000万円未満
		C	5,000万円未満
	造園工事	A	2,500万円以上
		B	2,500万円未満
	上記以外の工事		制限なし
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	

北陸地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	1億2,000万円未満
造園工事	A	2,500万円以上	
	B	2,500万円未満	
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	

中部地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	5,000万円以上 1億2,000万円未満
		C	5,000万円未満
	造園工事	A	2,500万円以上
		B	2,500万円未満
	上記以外の工事	制限なし	
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	

近畿地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	5,000万円以上 1億2,000万円未満
		C	5,000万円未満
	造園工事	A	2,500万円以上
		B	2,500万円未満
	上記以外の工事	制限なし	
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	

中国地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
設 工 事	一般土木工事	A	7億2000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	3億円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	3億円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	1億2,000万円未満
造園工事	A	2,500万円以上	
	B	2,500万円未満	
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等	制限なし		

四国地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	8,000万円以上
		B	3,000万円以上 8,000万円未満
		C	3,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	8,000万円以上
		B	3,000万円以上 8,000万円未満
		C	3,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	1億2,000万円以上
		B	1億2,000万円未満
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等	制限なし		

九州地方整備局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	5,000万円以上
		B	5,000万円未満
造園工事	A	2,500万円以上	
	B	2,500万円未満	
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	

沖縄総合事務局の競争参加資格を得たもの

契約の種類		等級	予 定 価 格 の 金 額 等
建設 工 事	一般土木工事	A	7億2,000万円以上
		B	3億円以上 7億2,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	建築工事	A	7億9,000万円以上
		B	3億円以上 7億9,000万円未満
		C	6,000万円以上 3億円未満
		D	6,000万円未満
	電気設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	暖冷房衛生設備工事	A	2億円以上
		B	5,000万円以上 2億円未満
		C	5,000万円未満
	アスファルト舗装工事	A	5,000万円以上
		B	5,000万円未満
造園工事	A	2,500万円以上	
	B	2,500万円未満	
上記以外の工事	制限なし		
測量及び建設コンサルタント等		制限なし	